

入札・契約に関する注意事項

〔入札に関すること〕

- 1 入札後は、この注意書に掲げた事項並びに仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 2 代理人が入札を行う場合は、入札書を投函するときに委任状等代理権のあることを証明できる書面を提出すること。
- 3 入札書は所定の様式により作成してこれを封かんし、その封皮には「入札書」と表記のうえ、入札者の商号又は名称（個人の場合は、屋号）及び委託業務名を記載すること。
- 4 入札書の提出後は、その開札の前後を問わず、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- 5 入札の執行中、入札場所において次の場合に該当する行為があると認められる者は、入札会場外に退去させる。
 - (1) 公正な入札の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための談合をしたとき。
- 6 入札時刻までに入札会場に入場しない者は、当該入札に参加することができない。
- 7 次の場合の入札は、無効とする。
 - (1) 当該入札の参加者資格がない者による入札
 - (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
 - (3) 委任状のない代理人が行った入札
 - (4) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
 - (5) 入札金額・交換単価率の記載のないもの、不明確なもの、入札金額・積算内訳の計算誤り及び入札金額を訂正した入札書による入札
 - (6) 入札者の商号又は名称及び代表者職氏名（個人の場合は、屋号及び代表者氏名）及び押印のないもの又は記名の判然としない入札書による入札
 - (7) 入札書に、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により記入した入札
 - (8) 代理人が入札する場合で、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名（個人の場合は、屋号及び代表者氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
 - (9) 入札者又はその代理人が同一事項の入札において2通以上の入札書によって行った入札又はこれらの者が更に他の者を代理した入札
 - (10) 再度入札を行う場合、前回の最低入札金額を発表したときは、当該発表した金額と同額又はこれを超える金額による入札
 - (11) 執行者が、錯誤の入札であると判断し、当該入札者がこれを認めた場合
 - (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- 8 再度入札を行う場合、前回の入札に参加しなかった者及び7に掲げる無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 9 入札回数は2回を限度とし、再度入札にもかかわらず、落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- 10 入札会場において、外部と連絡のとれる機器（携帯電話等）は使用しないこと。

〔契約等に関すること〕

- 1 落札者は、落札決定の日から10日以内に、契約書をこども政策課へ提出すること。
- 2 契約締結に当たっては、本市が契約書を作成するものとする。
- 3 契約保証金を必要とする落札者は、契約書提出と同時に契約金額の10分の1に相当する保証金を納付すること。ただし、契約金額が500万円以下のときは免除することがある。
なお、契約保証金の納付は、次に示す担保の提供をもって、これに代えることができる。
 - (1) 国債又は地方債
 - (2) 定期預金証書
 - (3) 銀行の保証する小切手
 - (4) 銀行等の金融機関又は前払保証事業会社の保証
- 4 契約保証金を必要とする落札者は、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したときは、その納付を免除する。
- 5 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止の措置を受けた場合は、契約を締結しない。
- 6 契約に関する費用は、すべて落札者の負担とする。
- 7 契約締結時において、加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱に基づき、契約金額が200万円を超える場合は、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出しなければならない。

〔その他〕

入札及び契約にあたっては、上記に掲げるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、加古川市財務規則を遵守すること。